

消費者重視の社会をめざして関連する諸課題の取り組み

構造改革や急速な国際化、社会システムや価値観の多様化・複雑化の中で、個人や企業活動を事前に調整する「事前規制・調整型社会」から、明確なルールと自己責任原則による「事後監視・救済型社会」へと移行しつつあり、自由で公正な社会実現のためにも、その基礎となる司法の大きな改革が求められました。2000年2月発足の司法制度改革グループでは「だれでも、どこでも利用でき、市民感覚にあった司法制度」をめざして、裁判事例を通じた話し合いを進め、裁判員制度が法制度への市民参画の実現と市民常識を反映する制度となるのか、ADRの整備が身近で利用しやすい紛争解決手段として進むのか、消費者・市民サイドからの働きかけを行いました。

司法制度改革は積極的改革として評価できましたが、一方、同時に浮上した弁護士敗訴者負担制度(原告・被告双方が各々の弁護士報酬を負担するという原則を、敗訴した方が勝訴した側の報酬も負担するように変更)は、金銭的弱者が訴訟を起こすことがあります困難になることが懸念される大きな問題でした。「弁護士報酬の敗訴者負担に反対する全国連絡会」に参加して、弁護士会や労働団体などとの広範な連携による運動を展開し、この結果、いったん国会に法案が提出されたものの廃案とすることことができました。国会解散等の事情でなく、政府提出法案が廃案となるのは異例なことでした。

また、地方における消費者行政のさらなる充実も課題であり、地方消費者団体がその実態を把握し政策提言していくために、消費者行政研究グループを立ち上げ「地方消費者行政チェックポイント調査(03年度より都道府県における消費者行政調査)」を始めました。

全国消団連のあゆみ

- 1月 食品の安全に関する国際シンポジウム
食品衛生法の抜本改正をもとめる要望書を政府に提出
- 2月 消費者行政研究グループを発足
- 6月 タイの消費者担当大臣との懇談会
- 7月 「冷凍庫が火を噴いた」発行(消団連PLオンブズ会議編)
- 10月 「消費者行政チェックポイント調査結果にみる47都道府県の消費者行政ランキング」発表
- 11月 BSEシンポジウム
第40回全国消費者大会「消費者の権利の確立と、社会的正義の実現を!! ~アジアの消費者とともに~」CI-ROAP(国際消費者機構アジア太平洋地域事務局)のソチ・ラチャガン事務局長(当時)を招聘

社会の動き

- 1月 中央省庁の再編
インターネットの消費者トラブル増加
日米保険協議に基づく参入制限の解禁
- 6月 司法制度改革市民集会(市民集会実行委員会主催)
- 9月 米国で9.11同時多発テロ発生
日本初のBSE牛確認
- 10月 温暖化防止締約国会議(COP7)で京都議定書の運用ルールにつき最終合意
- 11月 BSE問題に関する調査検討委員会が発足
司法制度改革推進法公布

司法制度改革と全国消団連

司法制度改革を決定的に方向付けした司法制度改革審議会報告書の作成にあたっては、各種団体が精力的に、審議会の傍聴・委員へのレクチャー・市民集会の開催などを行ってきた。全国消団連がそうした運動をリードする団体であったことに異論はないであろうし、報告書がその後バイブル的に扱われるようになったのはそれゆえであったと評価できるだろう。

その後、重要な立法や行政を行うにあたっては消費者団体の意見を聞くというのが定着したスタイルとなったり、経済界も消費者の目を重視する姿勢をとらざるをえなくなっているし、法律専門家にとっても特定事件の被害者やその支援団体としてではなく「生」の消費者団体と触れていく重要性を再認識するきっかけとなった。

もちろん、形式的に求められるパブリックコメントや、儲け最優先となる企業の根本理念や、法律専門家の特権意識などとは、これからも対抗していかなければならず、消費者団体にはこれまで以上に人的・財政的体制を強化し運動を強化していくことが求められている。

司法制度改革は今も終わっていない。この改革運動の先頭に立ち続けた前主婦連合会会長・吉岡初子さんの想いを忘れることなく、取り組みを続けていく。

COLUMN



司法書士
大富直輝

用語解説

裁判などを含む司法制度をより身近で頼りがいのある制度とするため、2001年、政府に司法制度改革推進本部を設置。裁判の迅速化、家庭・簡易裁判所の機能強化、法曹人口の拡大、日本司法支援センターの設置と全国50ヶ所の窓口開設、裁判員制度やADRの導入など、内容は広範に亘る。ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略で、身の回りで起るさまざまな紛争について、裁判ではなく、当事者同士(消費者と事業者)の自主的な解決努力を尊重しながら、第三者による関わり(相談、あっせん、調停、仲裁)によって公正で適正な解決を目指すもの。2004年11月「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR法)が制定され、基本理念・国などの責務を定め、民間型ADR機関に関する認証制度を設けた。少額・多数被害が多く、消費者と事業者間の情報・交渉力格差も大きい消費者問題に係る紛争の解決にあたっては、裁判はコストなどの面で最良の選択とはいえない場合が多い。安価、迅速、柔軟なADRによる解決は有効と考えられ、今後特に、消費生活センターなどの行政機関だけでなく、弁護士会、司法書士会、消費者団体、業界団体などが運営する民間型ADR機関の発展が期待されている。